

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令 新旧対照条文

◎ 子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由）</p> <p>第一条 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 一月において、四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位に市町村（特別区を含む。以下同じ。）が定める時間以上労働することを常態とすること。</p> <p>二 十（略）</p> <p>（認定の申請等）</p> <p>第二条 法第二十条第一項の規定により同項に規定する認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。</p> <p>一 当該申請を行う保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）及び連絡先（保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該申請に係る小学校就学前子どもの居住地）</p> <p>二 当該申請に係る小学校就学前子どもの氏名、生年月日、個人番号</p>	<p>（法第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由）</p> <p>第一条 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 一月において、四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。</p> <p>二 十（略）</p> <p>（認定の申請等）</p> <p>第二条 法第二十条第一項の規定により同項に規定する認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>一 当該申請を行う保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先（保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該申請に係る小学校就学前子どもの居住地）</p> <p>二 当該申請に係る小学校就学前子どもの氏名、生年月日及び当該小</p>

及び当該小学校就学前子どもの保護者との続柄

三・四 (略)

2 5 (略)

(保育必要量の認定)

第四条 保育必要量の認定は、保育の利用について、一月当たり平均二百七十五時間まで（一日当たり十一時間までに限る。）又は平均二百時間まで（一日当たり八時間までに限る。）の区分に分けて行うものとする。ただし、申請を行う小学校就学前子どもの保護者が第一条第二号、第五号又は第八号に掲げる事由に該当する場合には、当該保護者が一月当たり平均二百時間まで（一日当たり八時間までに限る。）の区分の認定を申請した場合を除き、一月当たり平均二百七十五時間まで（一日当たり十一時間までに限る。）とする。

2 (略)

(法第二十二條の届出)

第九条 支給認定保護者は、毎年、次項に定める事項を記載した届書（当該支給認定保護者の小学校就学前子どもが法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもである場合に限る。）及び第三項に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、その他当該支給認定保護者に対する施設型給付費、地域型保育給付費、特例施設型給付費又は特例地域型保育給付費の公正かつ適正な支給の確保に支障がないと認めるときは、当該書類を省略させることができる。

2 4 (略)

(支給認定の変更の認定の申請)

学校就学前子どもの保護者との続柄

三・四 (略)

2 5 (略)

(保育必要量の認定)

第四条 保育必要量の認定は、保育の利用について、一月当たり平均二百七十五時間まで（一日当たり十一時間までに限る。）又は平均二百時間まで（一日当たり八時間までに限る。）の区分に分けて行うものとする。ただし、申請を行う小学校就学前子どもの保護者が第一条第二号、第五号又は第八号に掲げる事由に該当する場合には、一月当たり平均二百七十五時間まで（一日当たり十一時間まで）とする。

2 (略)

(法第二十二條の届出)

第九条 支給認定保護者は、毎年、次項に定める事項を記載した届書（当該支給認定保護者の小学校就学前子どもが法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもである場合に限る。）及び第三項に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

2 4 (略)

(支給認定の変更の認定の申請)

第十一条 法第二十三条第一項の規定に基づき支給認定の変更の認定を

申請しようとする支給認定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に支給認定証を添付して、市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う支給認定保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先（保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該申請に係る小学校就学前子どもの居住地）

二 当該申請に係る小学校就学前子どもの氏名、生年月日、個人番号及び支給認定保護者との続柄

三・四 (略)

2・3 (略)

(申請内容の変更の届出)

第十五条 支給認定保護者は、支給認定の有効期間内において、第二條第一項第一号及び第二号に掲げる事項（以下この条において「届出事項」という。）を変更する必要があるときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書に支給認定証を添付して、市町村に提出しなければならない。

一 当該届出を行う支給認定保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先（保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該届出に係る小学校就学前子どもの居住地）

二 当該届出に係る小学校就学前子どもの氏名、生年月日、個人番号及び支給認定保護者との続柄

三・四 (略)

2 (略)

(支給認定証の再交付)

第十一条 法第二十三条第一項の規定に基づき支給認定の変更の認定を

申請しようとする支給認定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に支給認定証を添付して、市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う支給認定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先（保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該申請に係る小学校就学前子どもの居住地）

二 当該申請に係る小学校就学前子どもの氏名、生年月日及び支給認定保護者との続柄

三・四 (略)

2・3 (略)

(申請内容の変更の届出)

第十五条 支給認定保護者は、支給認定の有効期間内において、第二條第一項第一号及び第二号に掲げる事項（以下この条において「届出事項」という。）を変更する必要があるときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書に支給認定証を添付して、市町村に提出しなければならない。

一 当該届出を行う支給認定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先（保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該届出に係る小学校就学前子どもの居住地）

二 当該届出に係る小学校就学前子どもの氏名、生年月日及び支給認定保護者との続柄

三・四 (略)

2 (略)

(支給認定証の再交付)

第十六条 市町村は、支給認定証を破り、汚し、又は失った支給認定保護者から、支給認定の有効期間内において、支給認定証の再交付の申請があつたときは、支給認定証を交付するものとする。

2 前項の申請をしようとする支給認定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う支給認定保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先（保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該申請に係る小学校就学前子どもの居住地）

二 当該申請に係る小学校就学前子どもの氏名、生年月日、個人番号及び支給認定保護者との続柄

三 (略)

3・4 (略)

様式第1号 (第六十条第一項関係)

(略)

様式第2号 (第六十条第二項関係)

(略)

様式第3号 (第六十条第三項関係)

(略)

第十六条 市町村は、支給認定証を破り、汚し、又は失った支給認定保護者から、支給認定の有効期間内において、支給認定証の再交付の申請があつたときは、支給認定証を交付するものとする。

2 前項の申請をしようとする支給認定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う支給認定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先（保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該申請に係る小学校就学前子どもの居住地）

二 当該申請に係る小学校就学前子どもの氏名、生年月日及び支給認定保護者との続柄

三 (略)

3・4 (略)

様式第1号 (第五十三条第一項関係)

(略)

様式第2号 (第五十三条第二項関係)

(略)

様式第3号 (第五十三条第三項関係)

(略)